

消費者行政の機能強化を目指して

- 1 . 消費者行政に係る体制の在り方について、「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」において、本年 2 月以降 14 回にわたり精力的に検討が行われてきた。
- 2 . 検討会は、消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方に関し、司令塔機能の発揮、消費者行政を担う職員の養成・確保及び民間や地方自治体を含めた総合力の充実についての今後の取組の方向性を取りまとめている。
- 3 . これらの実現のため、私から、内閣府本府及び消費者庁に対して、この取りまとめに沿って、平成 25 年度概算要求に盛り込むことも含め、その具体化に向けて早急に対応を行うよう指示をした。また、消費者委員会及び国民生活センターに対しても同様の対応を要請した。
- 4 . また、検討会では、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)を踏まえ、国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方について検討を行い、国民生活センターを国に移行するにあたっては、次の通りとしている。

(独)国民生活センターの各機能を一体として一つの機関に集める。

「国民生活センター」という名称を持った機関とする。

その機関は、独立性を法的に担保した「特別の機関」として、消費者庁を移行先とすることが有力な考え方であると言える。新たな機関は、消費者庁からの独立性を維持し、各機能の発揮が制度的に十分に担保される必要がある。

5．国民生活センターの国への移行にあたっては、取りまとめで示された、独立性を法的に担保した「特別の機関」の設置について、消費者庁に対し、その実現に向けて検討を行うよう指示をした。

また、平成 25 年度概算要求において、国民生活センターの国への移行に関する事項について、取りまとめに沿って、所要の事項を盛り込むこととし、国民生活センターの機能の維持・充実に図るとの方針のもと、消費者庁において必要な作業を行うよう指示をした。

6．国民生活センターの国への移行については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」の状況並びに消費者庁における検討状況も踏まえて、平成 25 年度政府予算案の決定までに、最終的な判断を行うこととする。

平成 24 年 8 月 28 日

内閣府特命担当大臣

松原 仁